

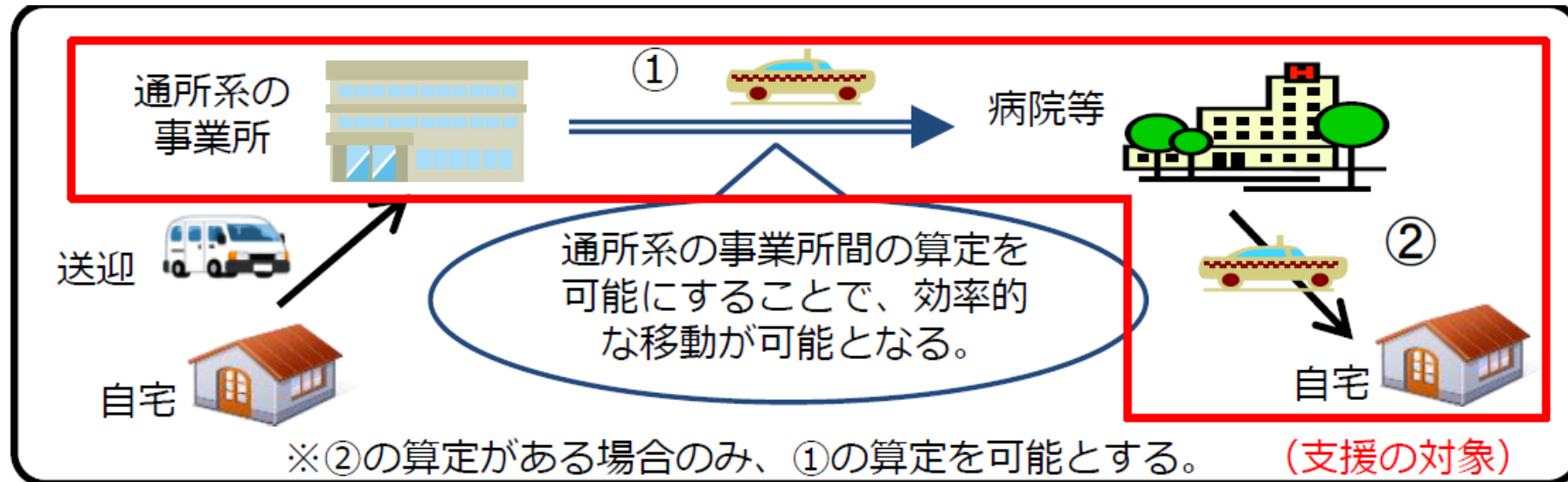
令和6年度

**指定障がい福祉サービス事業者等集団指導
（訪問系サービス・報酬改定編）**

大阪市福祉局障がい者施策部

居宅介護における通院等介助等のサービス対象変更

- 令和6年4月1日以降の通院等介助及び通院等乗降介助では、目的地が複数あって、居宅が始点又は終点となる場合には、障がい福祉サービスにおける通所系サービス事業所等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に、算定することができることとなりました。



居宅介護における通院等介助等のサービス対象変更 2

【サービス提供上の留意点について】

- 通所系サービス事業所への往路に当たる場合も、居宅が始点となる場合は、報酬の対象となります。
例：居宅→病院→通所系サービス事業所
- 居宅が始点又は終点とならない場合は、報酬の対象となりません。
例：通所系サービス事業所→病院→通所系サービス事業所
- この対応を行う場合は、通所系サービス事業所とも十分に調整いただくようお願いいたします。

入院中の重度訪問介護利用の対象拡大等

区分4以上に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができ、重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において重度訪問介護を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、**90日以内の期間**に限り、所定単位数を算定します。

※90日を超えて支援を要する場合は、利用者がお住いの区の保健福祉センターへご相談ください。

入院時支援連携加算（重度訪問介護）

病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、重度訪問介護事業所の職員が**当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供**及び当該病院又は診療所と当該重度訪問介護事業所が**連携して入院時の支援を行うために必要な調整**を行った場合に、1回を限度として所定単位数（300単位）を加算します。

- 計画相談を利用している利用者については、入院に際しての事前調整についても計画相談支援事業所と適宜適切な連携を図ってください。

熟練従業者による同行支援の見直し（重度訪問介護）

- 重度障がい者等包括支援の対象となる支援の度合いにある利用者への支援に初めて従事する従業者が支援を行う場合も対象となりました。
（当該利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者は除く。）
- 熟練従業者による同行支援を行う場合には、事前に対象となる利用者の支給決定を行う区保健福祉センターへ申請手続きが必要ですので、ご注意ください。
- 申請に基づき、「同行支援対象者」と記載された受給者証が交付されますので、同行支援の実施に当たっては、必ず受給者証をご確認ください。
- 同行支援を行った場合には、支援を行った翌月10日までに障がい支援課あてに実績記録票の写しを送付してください。

以上で、令和 6 年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導（訪問系サービス・報酬改定編）を終わります。

大阪市 H P において、今回のスライド資料や その他 参考資料等を掲載していますので、あわせてご確認ください。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。

